令和８年（フ）第６４２号
岡山市南区妹尾1486番地
債務者　矢吹　雅枝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４５号
岡山市東区西大寺射越288番地３
債務者　草井由美子（旧姓森中）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６０号
岡山市中区江並126番地16
債務者　山本　優月
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６３号
岡山市北区大元上町８番26号　ソレイユ大元上町308号室
債務者　遠藤　愛美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８３号
岡山市北区新屋敷町一丁目６番17号　201
債務者　三藤　久恵
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９８号
岡山県津山市下高倉東2025番地22　マウントクックＤ棟２
債務者　藤田　真由
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２７４号
香川県高松市檀紙町2274番地２
債務者　小竹　靖子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２３号
香川県高松市新田町甲６番地１　マスガタヤ屋島コーポＡ103
債務者　杉山　和美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２６号
香川県さぬき市小田2170番地３
債務者　石原　麻里
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９６号
愛媛県伊予市八倉870番地１　グリーン・サンリット102号
債務者　的場　優哉
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２４号
愛媛県松山市辻町12番27号　白石荘１号
債務者　橋本　未来
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６３号
代替住所Ａ、旧住所熊本県玉名郡南関町大字関町200番地　新大津山団地　221
債務者　北原　仁美
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第３８２号
宮崎市月見ケ丘６丁目９番15号
債務者　長末征一郎
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４５１号
宮崎市城ケ崎４丁目１番地18　グランテージ城ケ崎406号
債務者　名倉　真琴
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４６２号
宮崎市学園木花台南２丁目５番地３
債務者　大塚　恭平
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４９号
宮崎県都城市宮丸町3112番地　リ・バースコート宮丸105
債務者　橋口　邦彦
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第４１０号
沖縄県那覇市字国場1008番地１　光ハウス102
債務者　西平　逸樹
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部